

佐倉市規則第 号

佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）第十七条及び第三十三条第一項の規定に基づき、ひとり親家庭等に対し日常生活支援を実施することについて、法、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号。以下「政令」という。）及び母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ひとり親家庭等 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦をいう。
- 二 日常生活支援 省令第二条各号及び第七条各号に規定する便宜をいう。
- 三 家庭生活支援員 日常生活支援を実施する者をいう。

(日常生活支援の実施)

第三条 日常生活支援を実施する場所は、原則として、日常生活支援を利用する者（以下「利用者」という。）の自宅とする。この場合において、日常生活支援を利用しようとする者又はその児童が在宅していないときは、日常生活支援を実施しない。

2 日常生活支援の実施に係る時間帯は、午前七時から午後八時までとする。

3 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までは、日常生活支援を実施しない。

4 日常生活支援の実施は、利用者一人につき一時間を単位として一日に八時間以内とし、かつ、年に十日以内とする。この場合において、一日における日常生活支援の実施に係る時間が連続しないときは、日常生活支援の実施について、それぞれ一日の利用とみなす。

5 前三項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、日常生活支援を実施することができる。

6 重複した時間帯等の複数の利用の申請があるときは、先着順に日常生活支援を実施する。

(対象者)

第四条 日常生活支援を利用できる者は、ひとり親家庭等であつて、かつ、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に基づく外国人登録原票に登録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な活動、疾病、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、学校等の公的行事への参加その他日常生活等に支障が生じる事由により、一時的に日常生活支援が必要と認められる者

二 ひとり親家庭等となっておおむね六箇月以内であり、日常生活を営むのに支障が生じている者

三 その他市長が必要と認める者

(利用の登録)

第五条 日常生活支援を利用しようとする者は、あらかじめ、佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援利用登録書(別記様式第一号)の提出により市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録に際しては、ひとり親家庭等であることを明らかにする書類を添付しなければならない。

ただし、市長が当該事項について、本人の同意を得て公簿等により確認できる場合は、この限りでない。

3 第一項の登録をした者は、当該登録事項に変更が生じ、又はひとり親家庭等でなくなったときは、速やかに佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援利用登録事項変更・廃止届(別記様式第二号)により市長に届け出なければならない。

(利用の申請等)

第六条 前条第一項の登録を受けた者が日常生活支援を利用しようとするときは、当該利用しようとする日の七日前までに、佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援利用申請書（別記様式第三号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請を毎年八月一日以降最初に行うときは、別表に定める利用世帯の区分を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。ただし、市長が当該事項について、本人の同意を得て公簿等により確認できる場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により申請を行った者が利用世帯の区分に変更があるときは、その内容を明らかにすることができる書類を添付して市長に届け出なければならない。この場合において、市長が当該事項について、本人の同意を得て公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

4 市長は、第一項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定し、佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援利用決定通知書（別記様式第四号）又は佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援利用却下通知書（別記様式第五号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（利用の報告）

第七条 利用者は、当該利用が終了したときは、その内容について、佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援利用報告書（別記様式第六号）を家庭生活支援員に提出しなければならない。

2 家庭生活支援員は、前項の規定により提出を受けた佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援利用報告書について、当該提出を受けた日の属する月の翌月十日までに市長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第八条 利用者は、当該利用に係る費用の一部を負担するものとする。

(利用者負担金の額)

第九条 前条の規定による費用の負担(以下「利用者負担金」という。)の額は、月単位で算定するものとし、別表に定める利用者負担金基準額(一時間当たり)に一箇月の総利用時間数を乗じて得た額とする。

(利用者負担金の額の通知等)

第十条 市長は、利用に係る利用者負担金の額を月ごとに決定し、当該利用した日の属する月の翌月末日の十日前までに、佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援負担額決定通知書(別記様式第七号)により利用者に通知するものとする。

2 利用者は、前項の規定による通知を受けたときは、その月の末日までに利用者負担金を納入しなければならない。

(利用者負担金の免除)

第十一条 市長は、特に必要と認めるときは、利用者負担金を免除することができる。

(補 則)

第十二条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。